

木津川市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、木津川市国際交流協会（以下「協会」という。英語表記は、K I ZUGAWA INTERNATIONAL EXCHANGE ASSOCIATION とし、略称は、K. I. E. A. とする。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、学研都市の中核として発展する木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 協会は、前条の目的に賛同する木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）在勤・在学している個人会員、法人会員をもって組織する。但し一般会員であった者が、転住、転勤した場合、理事会の承認により一般会員を継続する事が出来る。

2 会員は、次の会費を負担することとし、それぞれ1口以上の加入とする。

(1) 一般会員 年額1口 2,000円

(2) 法人会員 年額1口 10,000円

※また、一般会員のみ年度後半（10月1日以降）の新規入会者は年額会費を半額とする。

3 木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）・在勤・在学以外の者で入会を希望する場合は賛助会員とし、区別、会費とも前項と同じとする。但し一般会員であった者が、転住、転勤した場合、理事会の承認により一般会員を継続する事が出来る。賛助会員である者も理事会の承認を得れば一般会員とすることができる。

4 一般会員のうち、中学生・高校生である会員についてはその会費を免除することができる。

5 退会届をもって、退会とする。

(事業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画、実施及び支援
- (2) 国際交流に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (3) 諸団体等との連携・協力による国際交流活動の推進
- (4) その他国際交流の推進に必要な事項

(役員)

第5条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 50名以内（会長、副会長を含む。）
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長、会計は、理事の互選により選任する。

2 理事及び監事は、総会において会員（賛助会員を除く。）の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または、増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員は、この協会の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別の事情がある場合には、その任期中であっても理事会の議決によりこれを解任することができる。
- 5 役員が会員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、協会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、会長が欠けた時は、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、協会の業務を担当する。
- 4 監事は、協会の業務の執行及び会計を監査する。
- 5 会計は、会計業務を掌理する。

(顧問)

第9条 協会は、必要に応じ顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回新会計年度開始以降2ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認める場合には、理事会の決議を経て開催する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。
- 4 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は持たない。
- 5 次の号に掲げる事項については、総会の議決を経なければならない。
 - (1) 規約の変更に関する事
 - (2) 理事及び監事の選任に関する事
 - (3) 事業計画及び収支予算に関する事
 - (4) 事業報告及び収支決算に関する事
 - (5) その他、協会の業務に関する重要事項

(理事会)

第12条 理事会は、理事をもって構成し、会長の提案に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画案、収支予算案及び事業報告案、収支決算案の策定に関する事
 - (2) その他総会に付議すべき議案に関する事
- 2 理事会は、理事の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は会長が指名する。

(議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数（賛助会員を除く）をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が議決する。

(事務局)

第15条 協会に事務局を置く。

2 事務局は、木津川市役所内に置く。

3 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会等)

第16条 協会は、必要に応じて常設、または、臨時の専門委員会等を設置することができる。

2 委員会は定期的を開催し、年4回以上を目安に開催するものとし、理事会で報告することとする。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協会の経費)

第18条 協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成14年3月10日から施行する。

2 協会設立当初の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

3 第17条の規定にかかわらず、平成14年度の会計年度は、平成14年3月10日から翌年3月31日までとする。

4 この規約は、平成18年5月21日から施行する。

5 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成21年5月10日から施行する。

8 この規約は、令和2年7月27日から施行する。

9 この規約は、令和4年5月7日から施行する。